「やまぽっかの家」認証制度に関するQ&A

令和7年7月版

<table>
<tr><th>No</th><th>質問</th><th>回答</th></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅰ　共通事項</td></tr>
<tr><td>1</td><td>各申請の提出部数は何部必要でしょうか？</td><td>提出部数は下記のとおりです。

設計認証申請書　　：　正副　各1部
変更設計認証申請書　：　正副　各1部
軽微な変更届　　：　1部
中間検査申請書　　：　1部
建設認証申請書　　：　正副　各1部</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ　設計認証申請関係</td></tr>
<tr><td>2</td><td>建築主が複数いる場合、代表者のみの記入で良いですか？
また、設計認証申請時に建築主が単数で、あとから複数に変更になった場合は変更できますか？</td><td>代表者のみで構いません。
なお、連名で申請いただいた場合は、連名での認定証等を発行いたします。
また、認定証等の建築主名を変更したい場合は、軽微な変更届を提出いただくことで変更可能です。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>設計内容等説明書の断熱性能・外皮平均熱貫流率の『基準値』とは、建築物省エネ法に定められている省エネ基準ですか？また、記入例はありますか？</td><td>基準値は山形県が独自に定めており、建築物省エネ法に定められている値とは異なります。詳細は下記の表を参照ください。
また、設計内容説明書のエクセルシート2枚目が記入例となっております。

<table><tr><th rowspan="2">等級</th><th>外皮平均熱貫流率（Ua値）【W/㎡K】</th></tr><tr><th>県内全域</th></tr><tr><td>Y-G3</td><td>0.23以下</td></tr><tr><td>Y-G2</td><td>0.34以下</td></tr><tr><td>Y-G1</td><td>0.46以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>外皮平均熱貫流率（Ua値）の計算ソフトは何でもよいのですか？</td><td>入力値（断熱の仕様等）と結果が出力できるものであれば、計算ソフトは何を使っていただいても構いません。

※やまがた省エネ健康住宅の外皮平均熱貫流率は、『建築物エネルギー消費性能基準等を定める基準（H28経済産業省・国土交通省第1号）』及び『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（H28国土交通省告示第265号）』に基づいています。計算ソフトが最新の省令・告示に対応しているかご確認ください。</td></tr>
</table>

5	認証制度の検査は誰が行うのですか？	検査は県の職員が行います。
6	設計認証申請書が『断熱工事着手の40日前まで』、中間検査申請書が『断熱工事着手の10日前まで』に提出となっていますが、断熱工事着手とはどの段階のことですか？	断熱工事着手とは『壁の断熱材を施工する段階』を指します。 中間検査では、基礎・床・壁・天井・屋根の断熱材や開口部の仕様が設計書どおりに施工されているか確認します。しかし、工事の工程上、全て同時に確認することが難しいため、主に壁断熱と開口部が施工されている段階で検査を行います。そのため、申請書に壁断熱の時期を記載のうえ、所管総合支庁の職員と日程調整をお願いいたします。
7	BELS等の評価書の写しを添付することで、提出書類が省略することができるとなっていますが、設計認証申請書と評価書の写しのみ提出すればよいのでしょうか？ また、評価書の写し等を添付するメリットはありますでしょうか？	設計認証申請書とBELS等の評価書の写しだけでなく、BELS等の評価に係る書類のうち、要綱第5条第１項第2号に掲げる書類の写しを添付していただく必要があります。 なお、一次エネルギー消費量計算や構造計算書は添付不要です。 評価書の写し及び評価に係る書類等を添付いただくことで、審査期間を短縮することが可能です。 ぜひご活用ください。
8	「住宅省エネルギー技術講習会受講申告書」は設計者のみが提出すればよいのでしょうか。	設計者・施工者の両方が提出しなければなりません。 なお、設計認証申請の際に施工者が未定の場合は、中間検査申請の際に施工者分の受講申告書を提出してください。
Ⅲ　中間検査申請関係		
9	壁断熱を充填断熱＋付加断熱とし、それぞれの施工時期が異なる場合は、2回中間検査が必要なのでしょうか？	原則、中間検査申請はどちらか工程が遅い方の１回のみを行います。 なお、工程上断熱部が見えなくなる箇所がある場合は、工事記録書（様式第12号）にて確認いたします。 工事記録書には、断熱部や開口部の全景、仕様、寸法がわかる写真を添付してください。
10	工事記録書について、検査を受けていない断熱部分のみを添付すればよいのでしょうか？	全ての断熱箇所（基礎・床・壁・天井・屋根・外部に接する床・開口部）について添付してください。 なお、開口部について、同じ仕様の開口部の場合は、代表的な一箇所のみで構いません。 また、玄関ドアについては、工事の施工工程上、他の断熱箇所から期間を有する場合、玄関ドアに係る工事記録書は建設認証申請時に提出することが可能です。
Ⅳ　建設認証申請関係		
11	気密測定試験は内装工事前に測定しても支障ありませんか？	基準で定めたJIS規格では、基本的に建物の完成状態での測定となっていますが、内装工事前の測定で構いません。
12	設計認証申請時の設計内容等説明書に記載した、相当隙間面積の設計目標値より気密測定結果が下回った場合は支障ありませんか？	測定結果がやまがた省エネ健康住宅の基準値である1．0㎠/㎡以下であれば、設計目標値を下回っても支障ありません。

Ⅴ　その他		
13	やまぽっかの家は建売分譲住宅でも申請ができますか？	建売分譲住宅でも申請可能です。 ※県又は市町村が独自で行っている補助制度の対象になるかは、各担当者へお問い合わせください。
14	やまぽっかの家に関する申請は年度をまたいでも構いませんか？ 例）設計認証申請を令和7年度中、中間検査申請・建設認証申請を令和8年度中に行う。	要綱は年度単位で定めているものではないので、年度をまたいでも構いません。 ただし、制度の見直し等で要綱を改正する場合がありますので、申請時点で施行されている要綱・様式により申請してください。
15	山形県の補助制度を利用しない場合でも申請は可能ですか？	申請可能です。
16	設計適合証交付後に、開口部の変更があり、寸法が大きくなったものと小さくなったものがありますが、変更設計認証と軽微な変更届のどちらの手続きが必要ですか？	変更する箇所の断熱性能が一部分でも下がる場合は、変更設計認証申請の手続きが必要となります。 軽微な変更届は、変更後の住宅が認定基準に適合していることが明らかな場合を対象としています。（適合していることが明らかな場合とは、計算を行わなくても判断可能な場合を言います。） 例）軽微な変更届の対象：変更があった開口部の寸法が設計時より全て小さくなる、変更があった開口部の熱貫流率が小さくなる　等
17	やまぽっかの家はやまがた省エネ健康住宅事業者登録制度の登録事業者でないと作ることができませんか？	やまぽっかの家を作るのに登録事業者である必要はありません。 ただし、施工者は山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人である必要があります。
18	「山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人」とはどういう意味ですか？	【会社の場合】登記されている本店の所在地が山形県内にあること ※　株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 【会社以外の場合】登記されている主たる事務所の所在地が山形県内にあること ※　非営利団体（一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、農業協同組合、生活協同組合　等） を指します。
19	モデルハウスを建設する際も申請ができますか？	事業者がモデルハウスとして使用後、個人が居住する住宅となる場合は申請が可能です。